

## 二 漢字整理案（文部省普通学務局国語調査室）

本整理案の作成には、上田萬年、芳賀矢一、服部宇之吉、林泰輔、松井簡治、岡田正之、保科孝一、諸橋轍次、後藤朝太郎、山口察常、金井保三が当たっている。「本案は尋常小学校の各種教科書に使用せる漢字二千六百余字に就きて、字形の整理を行ひ、其の標準を定めたるものなり。本案の整理方針は簡便を主とし、慣用を重んじ、活字体と手書体との一致を図るに在り。本案は康熙字典の字形を本として整理を行ひたるものなり。」と同案の目的及び方針が凡例に明記されている。巻末には、詳細な整理方針が「漢字整理案の説明」として述べられている。また、標準体と比べ、簡単に書きやすく慣用の久しく広い字体（例えば、區に対して区、勞に対して勞、國に対して國、學に対して学、團に対して團など）を許容体と位置付け、これらをまとめて「許容体案」として附載している。

一般に、「漢字整理案」に掲げられている字体が小学校の国語教科書（国語読本）に用いられたとされるのは、次のような事情によつてゐる。すなわち、大正十四年十一月に常用漢字表の字体を整理した「字体整理案」が臨時国語調査会から発表されるが、同案の整理方針がこの「漢字整理案」におけるものと同様のものであり、それが採用されたということである。ただし、昭和七年以後の教科書で新たに教科書体活字が用いられるようになった際、その多くがいわゆる正体に改められた。

なお、収録に当たつて原本（B5判、国立国会図書館蔵本）を拡大（一一五％）した。大正八年十二月二十五日発行（文部省普通学務局）。

漢字整理案

文部省



現今我が國ニ行ハル、漢字ヲ見ルニ、其ノ字形音訓及ビ用法等ニ於テ整理ヲ要スベキモノ甚ダ多シ。今字形ニ就キテ之ヲ見ルニ、從來一般ノ標準タル康熙字典ニ於テモ、マ、統一ヲ缺キ或ハ煩冗ニ失スルモノアリ。此ノ如キハ國民教育上漢字教授ノ徹底ヲ期スルコト困難ナルノミナラズ、實際上ノ不便亦甚シトセズ。故ニ現今ノ漢字ニ就キテ其ノ統一ヲ圖リ整理ヲ行フハ今日ノ急務ナルヲ認メ、先ヅ字形ノ整理ニ着手シ、漸次字音字義及ビ用法等ニ及バントス。

本案ハ尋常小學校ノ各種教科書ニ使用セル漢字二千六百餘字ニ就キ、康熙字典ヲ本トシテ整理ヲ行ヒタルモノニシテ、大

要字畫、簡易運筆ノ利便ナルモノヲ採リ、或ハ字形ノ鈞合ヲ整  
へ、小異ノ合同ヲ圖ルニ努メタリ。

世俗慣用ノ文字ニ訛謬ノモノナキニアラザレドモ、必ズシモ一概ニ之ヲ  
排斥スベキニアラズ。故ニ簡單ニシテ書キ易ク、又ハ慣用既ニ久シク且廣キモノ  
ヲ選ビテ使用ヲ許容スルコト、シ、之ヲ卷末ニ掲載セリ。

本案ノ文字ハ文學博士上田萬年同服部宇之吉同林泰輔松井簡治  
岡田正之保科孝一諸橋轍次後藤朝太郎山口察常ノ調査選定セ  
ルモノニシテ、將來廣ク國民教育上ニ採用セントスル見込ナレドモ、今先ツ之ヲ  
公ニシテ普ク世ノ批評ヲ求ムルコト、セリ。

大正八年七月

文部省普通學務局